

27農長協第88号  
平成28年3月16日

各利子助成取扱融資機関代表者 様

公益財団法人農林水産長期金融協会  
理事長 中須 勇雄

農業近代化資金（認定農業者等向け特例分）の利子助成率0%状況下における利子助成事務の取扱方法について（お知らせ）

利子助成業務につきましては、毎々格別のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、今般（平成28年3月18日）の金利改定により、農業近代化資金（認定農業者等向け特例分）の利子助成率が0%となります。

こうした状況を受けて、当協会の利子助成事務の取扱方法を、農林水産省経営局金融調整課と調整の上、別添のとおりといたしますのでご了知いただくとともに、都道府県との連携を一層密にして、利子助成金交付代理申請等の手続きを適時適切に行っていただきますようお願いいたします。

また、取扱方法の2の「利子助成金の交付決定の取消」に関して、貸付実行日を確認するための調査を行う予定（本年4月中旬頃、それ以降定期的に）ですので、ご協力方よろしくお願ひします。

なお、このお知らせ及び最新の金利情報は、当協会ホームページ（新着情報欄）において情報提供しておりますことを申し添えます。

今後とも、当協会の利子助成業務につきまして、一層のご理解とご協力のほどよろしくお願ひ申し上げます。

【本件に関する問い合わせ先】  
公益財団法人農林水産長期金融協会  
利子助成実施担当 井原  
TEL03-3292-3218

(別添)

平成28年3月18日の金利改定により、農業近代化資金の認定農業者等向け特例分の利子助成率が0%となることから、利子助成事務の取扱い方法を下記のとおりとしたいが、問題ないか伺う。

【取扱い方法】

1. 農業近代化資金の都道府県利子補給承認日における利子助成率が0%であった場合には、同利子補給承認日付の利子助成金交付代理申請書を受理しないこととする。
2. 農業近代化資金の都道府県利子補給承認日における利子助成率は0%ではなかったものの、貸付実行日における利子助成率が0%であった場合には、融資機関と調整の上、利子助成金の交付決定を取り消すこととする。この場合、融資機関に対しては当協会より文書で通知し、利子助成金交付対象者に対しては融資機関を通じて通知することとする。
3. 1により利子助成金交付代理申請を行わなかったものの、農業近代化資金の金利改定時の利率の適用ルール（別紙）により貸付実行時の利率を適用する場合であって、利子助成率が0%を超える場合は、融資機関の申し出を受けて、貸付実行日を確認の上、同日付の利子助成金交付代理申請書を受理することとする。

なお、この場合、先に当協会から通知していた、平成27年度分の利子助成金交付代理申請書の提出期限（平成28年4月11日）後であっても、利子助成金交付代理申請書を受理することとする。

（（公財）農林水産長期金融協会、平成28年3月14日）

(回答)

平成28年3月18日の金利改定では、利子助成率が0%となる例外的な状況となります。このことから、上記1～3の取扱いとすることは、農業者や融資機関等の事務負担の軽減、補助金交付事務の効率化といった観点から、適切な対応であると考えます。

協会におかれましては、利子助成率が0%となる期間の取扱いを上記1～3とする場合、都道府県や融資機関と十分な連絡、調整の上、農業者に不利益が生じることのないよう制度を適切に運営していただきますようお願いいたします。

（金融調整課、平成28年3月15日）

**(別紙) [金利改定時の利率の適用ルール (認定農業者向け農業近代化資金)]**

金利改定により、都道府県の利子補給承認日と貸付実行日の2時点において、農業近代化資金の貸付利率（以下「貸付利率」という。）、特例金利（＝利子助成後利率）及び利子助成率に変動があった場合の通常助成分に係る利率の適用は、次のような取扱いになります。

ア 貸付利率が引き下げられた場合は、引下げ後の（貸付実行日の）貸付利率を適用し、これに応じた特例金利、利子助成率を適用する。

イ 貸付利率が引き上げられた場合及び貸付利率が同率で特例金利が改定された場合は、特例金利が低い方を適用し、これに応じた特例金利、貸付利率、利子助成率を適用する。

ウ クイック融資で利子補給承認日以前に貸付実行がなされた場合はア、イにかかわらず、貸付実行日の金利を適用する。

| 貸付利率が承認時から実行時に | 特例金利が承認時から実行時に | タイプ | 適用時 | 時点  | 貸付利率 (%) | 特例金利 (%) | 利子助成率 (%) |
|----------------|----------------|-----|-----|-----|----------|----------|-----------|
| 低下             | 上昇             | A   | ○   | 承認時 | 1.60     | 1.20     | 0.40      |
|                |                |     |     | 実行時 | 1.50     | 1.25     | 0.25      |
|                | 不変             | B   | ○   | 承認時 | 1.50     | 0.95     | 0.55      |
|                |                |     |     | 実行時 | 1.30     |          | 0.35      |
|                | 低下             | C   | ○   | 承認時 | 1.00     | 0.75     | 0.25      |
|                |                |     |     | 実行時 | 0.90     | 0.60     | 0.30      |
| 上昇             | 上昇             | D   | ○   | 承認時 | 0.70     | 0.35     | 0.35      |
|                |                |     |     | 実行時 | 1.20     | 0.70     | 0.50      |
|                | 不変             | E   | ○   | 承認時 | 1.40     | 0.85     | 0.55      |
|                |                |     |     | 実行時 | 1.60     |          | 0.75      |
|                | 低下             | F   | ○   | 承認時 | 1.30     | 1.20     | 0.10      |
|                |                |     |     | 実行時 | 1.60     | 1.05     | 0.55      |
| 不変             | 上昇             | G   | ○   | 承認時 | 1.60     | 1.05     | 0.55      |
|                |                |     |     | 実行時 |          | 1.20     | 0.40      |
|                | 低下             | H   | ○   | 承認時 | 0.70     | 0.45     | 0.25      |
|                |                |     |     | 実行時 |          | 0.35     | 0.35      |

(注) 1. 承認時：都道府県の利子補給承認時／ 実行時：融資機関の貸付実行時

2. 表中の利率等は例示であり、実際に適用されるものとは異なります。